消費者啓発参考情報「くらしの１１０番」トラブル情報

**知らない間に子どもが高額な課金をしていた**

|  |
| --- |
| 【事例１】　小学生の子どもに家族との連絡用にスマホを渡していたが、私の知らない間にゲームをダウンロードし、登録していたクレジットカードの情報を利用して６０万円分もアイテム購入に課金していた。カードの明細を見て初めて気付いた。【事例２】　中学生の子どもが親に無断で数か月間オンラインゲームの課金をしていて、総額１０万円の請求になった。時々クレジットカードとキャリア決済の利用履歴をチェックし、いつもより少し高額だとは思っていたが、他の請求と紛れてよく見ていなかった。【事例３】　就学前の子どもに父親のタブレットを貸して無料ゲームで遊ばせていたはずが、複数の有料アプリのインストールやサブスクリプションサービスの動画を見ていたようで、クレジットカードに５万円の請求が上がっていた。ネットでの買い物がワンクリックでできる設定にしていた。子どもは課金について何も理解していない。 |

　インターネット上で子どもが保護者に無断で課金（決済）をして、高額な請求を受けるトラブルの相談が依然寄せられています。

　パスワードを教えていないのに子どもが推測して割り出したり、保護者のクレジットカードや決済機能の管理が十分でなかったりするケースがみられます。

【消費者へのアドバイス】

1. 子ども用に渡しているスマートフォンやタブレット、ゲーム機等だけでなく、子どもに貸すことがある大人用のスマートフォンや通信契約をしていない端末など、インターネットにつながる機器を子どもに使わせる際は、利用について子どもと初めによく話し合ってルールを決めておきましょう。
2. フィルタリングやペアレンタルコントロール※で管理しましょう。

※ペアレンタルコントロールとは、子どもによる端末や機器の利用を、保護者が制限を設け管理することができる機能です。

1. 未成年者が保護者の同意なく課金（契約）をしてしまった場合は、未成年者契約の取消しが可能な場合があります。

困った時には、お近くの消費生活センター等にご相談ください。

消費生活センターへのお電話は、消費者ホットライン「188」へお掛けください。

（くらしの110番　2023年6月）